

九重町週休 2 日工事実施試行要領

令和 6 年 7 月 5 日
九重町告示第 85 号

1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、九重町では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休 2 日普及に向け「週休 2 日工事」を実施するものである。

2 発注方式

週休 2 日工事の対象のうち、受注者が週休 2 日による工事实施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、「週休 2 日工事」を実施することができる受注者希望型とする。また次のいずれかの方式を基本とする。

(1) 現場閉所型週休 2 日制

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所に取り組む方式

(2) 週休 2 日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保に取り組む方式

3 対象工事

九重町が発注する建設工事のうち設計金額が 500 万円を超える工事とする。

(1) 現場閉所型週休 2 日制

対象工事は特記仕様書（営繕工事にあつては現場説明書）に週休 2 日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。

① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）

② 緊急を要する工事（災害復旧工事など）

③ その他発注者が指定する工事

(2) 週休 2 日交替制

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記（1）①の工事とし、対象工事は特記仕様書に週休 2 日対象工事（交替制）であることを明示する。ただし、営繕工事は除く。

なお、上記（1）①の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休 2 日制」を適

用することができるものとする。

4 週休 2 日の定義

(1) 現場閉所型週休 2 日制

工事着工に先立ち 4 週間のうち 8 日以上の日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

なお、休日の形態は、下記のとおりとする。

(ア) 営繕工事を含む建設工事。

4 週 8 休：4 週間のうち、休日を 8 日以上確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休 2 日工事（現場閉所型）休日の考え方」による

(イ) 現場での作業に該当しない作業

①臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

②資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

③その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(2) 週休 2 日交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者について、交替しながら 4 週間のうち 8 日以上の日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。なお、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

対象者は、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者とする。

なお、休日の形態は、下記のとおりとする。

(ア) 休日の形態。

①4 週 8 休：4 週間のうち、休日を 8 日以上確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休 2 日工事（交替制）休日の考え方」による

5 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休 2 日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

① 週休 2 日工事を行うことでの、工期変更は認められない。

② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「週休 2 日交替制」により発注された上記 3 (1) ①の工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休 2 日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休 2 日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記「4 週休 2 日の定義」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休 2 日の変更取得計画を監督員に提出すること。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休 2 日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙表示例）。

(4) 実施報告

受注者は、休日の取得状況を取りまとめ、九重町公共工事請負契約約款第 11 条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

(5) 休日の変更

「現場閉所型週休 2 日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前 6 日、後 1 ヶ月以内に振替えることができるものとする。

また、天候不良については、不測の事態等と認める。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

6 労務費等の取り扱い

(1) 現場閉所型週休2日制

当初は週休2日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休以上を達成できた場合は補正係数を各経費に乘じるものとし、補正分を増額変更するものとする。

市場単価方式、土木工事標準単価による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

営繕工事における見積単価については補正の対象外とする。また、工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

補正係数等については、下記を適用するものとする。

(ア) 公共建築工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設 費率	現場管理 費率	率 (休日/28 日)
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(イ) 公共建築工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28 日)
4週8休	1.04	別紙「営繕工事における 市場単価等の補正につい て」による	28.5%

(2) 週休2日交替制

当初は週休2日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

市場単価方式、土木工事標準価格による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

補正係数については、下記によることとする。

(ア) 工事積算（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	現場管理費
4 週 8 休	1.04	1.03

7 工事成績評定の取り扱い

上記 4、5 に基づき週休 2 日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。
なお、達成出来なかった場合においても減点は行わない。

8 実施証明

週休 2 日を達成した場合、発注者は「週休 2 日実施証明書」（別紙証明書様式）を発行するものとする。

9 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（令和 6 年 7 月 5 日）

令和 6 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

別紙「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上	
		現場閉所	交替制
鉄筋工		1.04	1.04
ガス圧接工		1.03	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
法面工		1.02	1.02
吹付砕工		1.03	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.04	1.04
	剪定	1.04	1.04
公園植栽工		1.04	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.01
グルーピング工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.02

コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01
-------------------------	--	------	------

別紙「土木工事標準単価の補正について」

下記工種において、土木工事標準単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上	
		現場閉所	交替制
区画線工		1.04	1.04
高視認性区画線工		1.04	1.04
橋梁塗装工		1.03	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
	人力	1.04	1.04
コンクリートブロック積工	設置	1.04	1.03
排水構造物工		1.04	1.03
鋼製排水溝設置工		1.04	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
防草シート設置		1.03	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.04	1.04
機械式継手工		1.04	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02

ノーコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1. 01
F R P 製格子状パネル設置工		1. 00	1. 00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 04	1. 04
支承金属溶射工		1. 04	1. 04
耐圧ポリエチレン管 (ハwel管) 設置工		1. 03	1. 03

別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価））を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×改修補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・ 市場単価×改修補正係数
- ・ 補正市場単価×改修補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×改修補正係数

①建築工事の補正係数

工種	摘要※	4 週 8 休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1.03	
土工事		1.02	
地業工事		1.02	
鉄筋工事		1.03	
コンクリート工事		1.03	
型枠工事		1.03	
鉄骨工事		1.03	
既製コンクリート		1.02	
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.02	
石工事		1.02	
タイル工事		1.02	

木工事		1.02	
屋根及びとい		1.02	
金属工事	市場単価	1.02	1.10
金属工事	物価資料	1.02	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.03	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18
建具	物価資料	1.02	
塗装工事	市場単価	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.03	
内外装工事	市場単価	1.03	1.14
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.03	
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	
仕上げユニット		1.01	
排水工事		1.02	
舗装工事		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.02	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

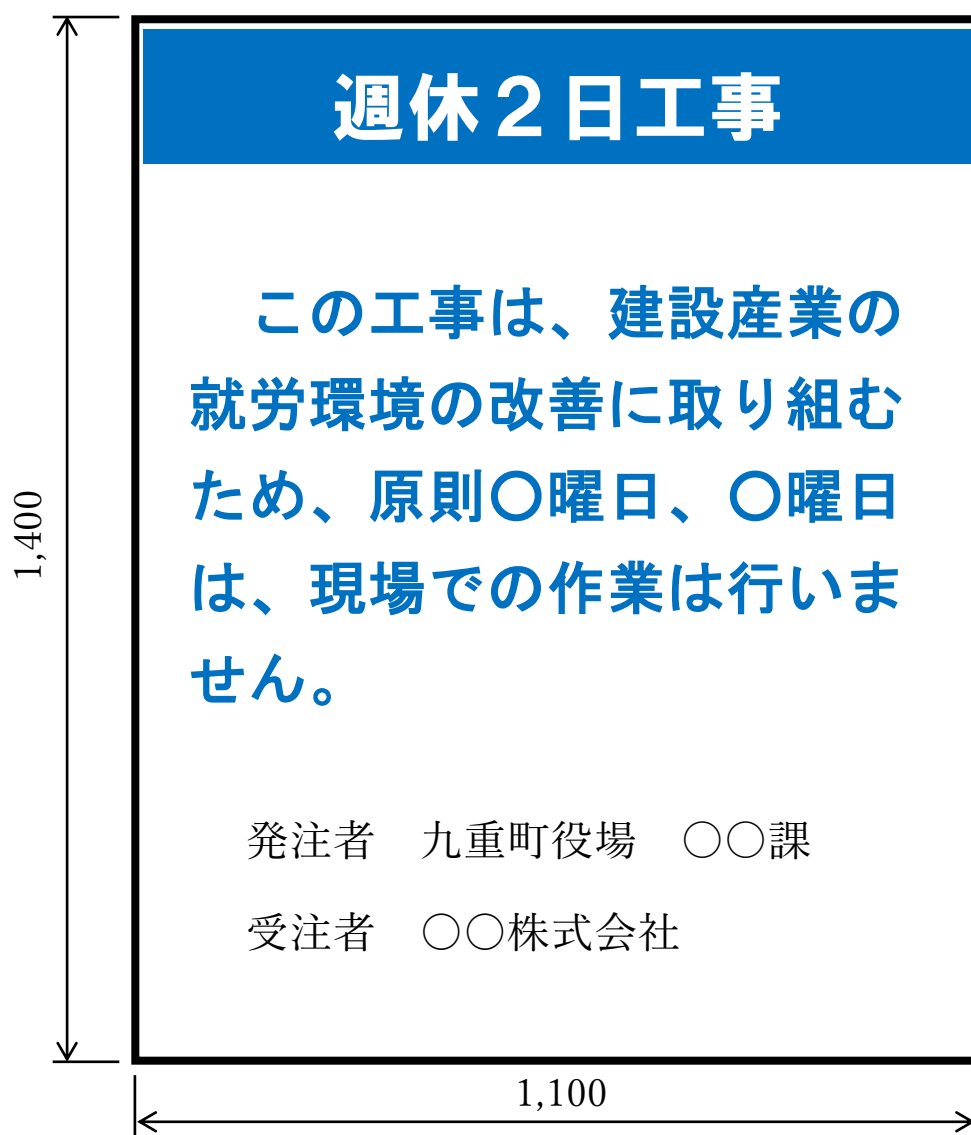
なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

②電気工事における補正係数

工種	摘要	月単位	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.02	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02

③機械設備工事における補正係数

工種	摘要	月単位	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー 等の取付手間のみ	1.04	1.24
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.24



別紙 証明書様式

令和〇年〇月〇日

株式会社 ○○○○ 殿

九重町長 日野 康志

公
印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名：令和〇年度 町道○○○線 道路改良工事

工 期：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

完 成 年 月 日：令和〇年〇月〇日

週休2日実施内容

■ 4週8休を達成した。